

監査系

科目名・単位数	監査論Ⅲ 2単位	科目分類	監査系	応用・実践科目
配当年次	2年次・春学期・昼・夜	担当教員	すえます ひろゆき 末益 弘幸	
履修形態	選択必修			
授業概要	<p>監査論Ⅲでは、監査論Ⅱまでに未学習の内部統制監査、四半期レビュー、保証業務、監査役監査制度を学習する。また、金融庁や公認会計士協会で検査・レビューされた結果、品質管理上や監査手続上で指摘事項とされた実例の問題点を提示することによって、将来、自らが同じような環境に遭遇した場合、どのように対応すべきであるのか判断できる能力を培うことを目的とする。</p>			
到達目標	<p>実際の監査の現場で、監査補助者として基本的な対応が出来る程度の知識を習得すること。</p>			
授業方法	<p>オンライン授業（オンデマンド型）と対面授業を適宜実施する。対面授業の中で、質疑応答も取り入れる予定である。</p>			
事前・事後学習	<p>事前にレジュメを配布するので、通読し、聴講すべきポイントを整理しておくこと。（60分） 聴講後に原則、毎回課される課題レポートを作成・提出すること。（60分）</p>			
成績評価の方法	<p>原則、授業後に提出される課題レポートの内容に基づいて成績評価する。</p>			
フィードバックの方法	<p>課題レポートに関する回答例を示し、監査論Ⅰでの学習ポイントの定着化を図る。</p>			
履修上の注意	<p>監査論Ⅱまでと同程度の内容を学習していること前提とする。</p>			
授 業 計 画				
第1回	<p>「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準と同実施基準」の内容を検討する。まず今回は、内部統制の基本的枠組みと財務報告に係る内部統制の評価について、同基準の考え方を確認する。特に、財務報告に係る内部統制構築のプロセス、財務報告に係る内部統制の評価・報告の流れ、として示されている表を中心に考察する。</p>			
第2回	<p>前回に引き続き「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準と同実施基準」を題材として、財務報告に係る内部統制の評価及び報告について、同基準の考え方を研究する。今回は、業務プロセスに係る内部統制の不備の検出方法と対応の仕方を中心に学習する。また内部統制報告書の内閣府令が公表されているので、その様式と具体的な記載事項について検討する。</p>			
第3回	<p>今回は財務報告に係る内部統制の監査について、内部統制監査の目的とダイレクト・レポート性質、財務諸表監査との関連について明らかにする。さらに経営者による内部統制の評価プロセスに沿った内部統制監査の実施と重要な不備への対応についての監査人の評価などを検討する。また内部統制監査報告書での各意見に応じた記載事項を学習する。</p>			
第4回	<p>前回までに学習した財務報告に係る内部統制の監査の考え方が、実際に監査の現場でどのように適用されているのかを知るために、日本公認会計士協会の中小監査事務所連絡協議会研究資料「内部統制監査の手引」「内部統制監査に関する監査調書様式例」を教材として、そこに示されている監査調書の例示について解説する。</p>			

第5回	前回到引き続き、日本公認会計士協会の中小監査事務所連絡協議会研究資料「内部統制監査の手引」「内部統制監査に関する監査調書様式例」を教材として、そこに示されている監査調書の例示について解説する。
第6回	中間財務諸表監査が今回のテーマである。まず中間財務諸表の意義と予測主義・実績主義と言った提供する会計情報の性質の考え方について明らかにする。次に中間監査基準を前提として中間監査の目的と有用性概念の捉え方について考察する。そして年度監査と中間監査の保証水準の違いを説明し、さらに中間監査基準の実施基準、報告基準の規定内容を詳細に吟味する。
第7回	四半期報告制度に関して講義する。四半期財務諸表に関する会計基準として、四半期財務諸表の範囲、開示対象期間、四半期特有の会計処理や簡便的な会計処理、開示内容について説明する。
第8回	前回、四半期報告制度について講義したので、今回は四半期レビューについて学習する。まず、四半期レビューの目的を明らかにし、年度監査との関係と違いについて考察する。
第9回	四半期レビュー基準の実施基準及び報告基準にある諸規定で、特に留意すべき点について、その内容を解説する。また中間監査との関連を確認する。
第10回	四半期レビューの考え方が、実際に監査の現場でどのように適用されているのかを知るために、四半期レビューの手続書の例を提示して解説する。
第11回	近年、公認会計士または監査法人が実施する検証業務ないし検証サービスの範囲が広がりをみせている。公認会計士等が実施するこのような検証業務を、財務諸表監査も含めて、保証業務と位置づけて、その概念的枠組みを考察する。そして、保証業務の要素、分類、非保証業務との違いといった点を説明する。
第12回	会社法監査制度において、会計監査人による監査と共に、もうひとつの柱である監査役(会)による監査について講義する。監査役監査制度を学習する前に、会社法上、監査役(会)とはどのように規定されているか、監査役の資格、選任、任期、終任、員数、職務権限、責任、独任性といった点と合わせて、監査役会の設置目的、職務権限、召集・決議といった点を解説する。
第13回	監査役の監査の実施については、法律又は規則をもって明確に規定されていないので、(社)日本監査役協会が、監査役が監査を実施するにあたっての基本的標準として公表している「監査役監査基準」を題材にして、監査役の監査活動を解説する。また監査役監査報告書のひな型も公表されているので、会社の他の機関との関係で記載内容が異なる報告書について学習する。
第14回	監査役監査の決算日後から株主総会日までの日程に関して、特に計算書類の監査報告および事業報告の監査報告の通知期限について説明する。また、それぞれの監査報告書で記載すべき内容について、会計監査人設置会社を前提にして学習する。さらに、会計監査人と監査役(会)との連携について、連携内容を時系列に示しながら解説する。
第15回	監査論Ⅲで講義した内容の総まとめをする。
テキスト	原則として、毎回レジュメを配付する。
参考図書	「会計監査六法」・「監査実務ハンドブック」(日本公認会計士協会出版局)